

【医薬品・医薬部外品・化粧品 製造販売業許可申請要領】

医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可の取得を希望される方は、次のとおり必要書類等を揃えてください。

なお、**許可申請の際には「業者コード番号」が必要**になりますので、業者コード番号を取得されていない方は別紙「**業者コード登録票**」(Word ファイル)を薬務衛生課まで提出してください (FAX、メール送付可)。

※業者コード番号は業態に関係なく、その所在地に対して付番されます。他の業態で既に登録済みの場合は改めて取得する必要はありません。

1. 提出書類

○：必須、△省略可能(条件有)

提出書類	必須	省略条件
①製造販売業許可申請書 (FD申請様式：医薬品 A01、医薬部外品 A02、化粧品 A03)	○	
②登記簿謄本 (個人の場合は不要。発行日より6ヶ月以内のものをご用意ください。)	△	注2
③申請者及び業務を行う役員の医師の診断書 (発行日より3ヶ月以内のもの)	△	注2
④申請者が現に取得している製造販売業の許可証の写し (製造販売業の許可を受けていない場合は不要)	○	
⑤業務を行う役員の確定図 (個人の場合は不要)	○	
⑥総括製造販売責任者の雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類	△	注2
⑦総括製造販売責任者の資格を証する書類 注1	△	注2
⑧品質管理に係る体制に関する書類 (GQPの組織図)	○	
⑨製造販売後安全管理に係る体制に関する書類 (GVPの組織図)	○	

(注1) 資格条件により必要な書類を提出してください (下記「総括製造販売責任者の資格要件」を参照)。

また、薬剤師免許証又は卒業証書の写しの場合は、受付窓口において原本との照合を行いますので、原本も必ず持参してください。

(注2) 他の業態で既に同一の書類を提出している場合は、省略可能です。省略する場合は、申請書の備考欄に省略する書類名、それらが添付されている申請書の種類と提出年月日、業許可番号を記載してください。

2. 提出部数

正本1部 (代表者印を押印したもの) 及び **FD又はCD-R** (申請書の電子データを記録したもの)

※申請者において収受印が必要な場合は、上記部数とは別にもう1部ご持参ください。

なお、申請の際は、申請者側で必ず製造販売業許可申請書の控えを作成し、保管しておいてください。

※申請書作成にあたっては「医薬品等電子申請ソフト (FD申請ソフト) <2019年4月以降のもの>」をご利用ください。

「FD申請ソフト」配布先ホームページ (無料配布) <https://web.fd-shinsei.go.jp/>

【※平成29年3月6日よりアドレスが変更されましたのでご注意ください。】

3. 手数料 (※愛媛県収入証紙を購入のうえ貼付してください)

申請区分	金額	
医薬品製造販売業	第1種	151,200円
	第2種	133,700円
医薬部外品製造販売業	GMP対象	133,700円
	GMP対象外	60,400円
化粧品製造販売業		60,400円

4. 業許可申請から許可までの流れ

申請書を受理してから許可処分を行うまでの標準的事務処理期間は30日です。

申請書を提出した後、申請書の内容に不備がなければ概ね1～2週間後に現地調査（または書面調査）を行います。調査において発見された不備事項の改善が確認されたのち、許可となります。

なお、標準的事務処理期間には、土・日・祝日及び書類の不備事項の訂正や現地調査における不備事項の改善等に要する日数は含まれませんので、ご注意ください。

5. 提出先・問い合わせ先

愛媛県保健福祉部健康衛生局 薬務衛生課 製造指導係

(松山市一番町四丁目4-2、県庁第一別館2階)

TEL 089-912-2392 (直通) / FAX 089-912-2389

E. Mail yakumueisei@pref.ehime.lg.jp 【※平成28年10月よりメールアドレスが変更されました。】

※申請書を提出する際は、必ず事前に電話連絡をしていただくようお願いします。

(参考) 総括製造販売責任者の資格要件 (申請書に添付する書類)

医薬品	<p>(法第17条第1項) 薬剤師 → 薬剤師免許証 (窓口で原本照合)</p> <p>ただし、以下の場合は薬剤師以外の者に代えることができる。</p> <p>1) 生薬を粉末にし、又は刻む工程のみを行う製造所において製造される医薬品 (施行規則第86条第1項1号)</p> <p>イ 生薬の製造又は販売に関する業務 (品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務を含む。) において生薬の品種の鑑別等の業務に5年以上従事した者 → 例) 従事証明書^{注3}</p> <p>ロ 厚生労働大臣がイに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者</p> <p>2) 医療用に供するガス類のうち、厚生労働大臣が指定するもの (医療用ガス類) (施行規則第86条第1項2号)</p> <p>イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者 → 例) 卒業証書 (窓口で原本照合) あるいは卒業証明書</p> <p>ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医療用ガス類の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者 → 例) 単位取得証明書+従事証明書^{注3}</p> <p>ハ 厚生労働大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有すると認めた者</p>
医薬部外品	<p>① (施行規則第85条第1項第1号) 薬剤師 → 薬剤師免許証 (窓口で原本照合)</p> <p>② (施行規則第85条第1項第2号) 大学等で薬学又は化学に関する専門課程を修了した者 → 例) 卒業証書 (窓口で原本照合) あるいは卒業証明書</p> <p>③ (施行規則第85条第1項第3号) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した後、医薬品又は医薬部外品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者 → 例) 卒業証書 (窓口で原本照合) あるいは卒業証明書+従事証明書^{注3}</p> <p>④ (施行規則第85条第1項第4号) 厚生労働大臣が①～③に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者</p>
化粧品	<p>① (施行規則第85条第2項第1号) 薬剤師 → 薬剤師免許証 (窓口で原本照合)</p> <p>② (施行規則第85条第2項第2号) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者 → 例) 卒業証書 (窓口で原本照合) あるいは卒業証明書</p> <p>③ (施行規則第85条第2項第3号) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者 → 例) 単位取得証明書+従事証明書^{注3}</p> <p>④ (施行規則第85条第2項第4号) 厚生労働大臣が①～③に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者</p>

(注3) 別添様式を参照してください。